

屋外広告物安全点検実施要綱

平成 29 年 10 月 17 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和 36 年名古屋市規則第 60 号。以下「規則」という。）第 3 条第 4 項並びに第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、実施細目を定めることを目的とする。

(様式)

第 2 条 規則第 3 条第 4 項に規定する点検の結果の報告書の様式は、別記様式とする。

(写真)

第 3 条 規則第 3 条第 4 項に規定する写真は、点検を実施した広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の全景（要修理箇所がある場合は、併せて当該箇所の修理前後）を撮影するものとする。

(点検箇所及び点検項目)

第 4 条 規則第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する点検は、別表に掲げる点検箇所及び点検項目について行うものとする。

(点検実施の開始日)

第 5 条 規則第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する点検は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定める日から起算して行うものとする。

- (1) 名古屋市屋外広告物条例（昭和 36 年名古屋市条例第 17 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 2 項の許可を受けた広告物等であって、許可期間が 3 月を超えるもの 当該許可期間の開始日
- (2) 条例第 5 条第 1 項の許可を受けた広告物等 当該許可に係る条例第 4 条第 1 項又は第 5 条第 2 項の規定による許可期間の開始日
- (3) 前 2 号以外の広告物等 当該広告物等を表示又は設置した日

(点検を実施するために必要な知識を有すると市長が認める者)

第 6 条 規則第 13 条の 2 第 3 項第 5 号に規定する必要な知識を有すると市長が認める者は、公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が共催する屋外広告物点検技能講習修了者とする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

別表

点検箇所及び点検項目

基礎部・ 上部構造	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接統部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接統部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部（柱、壁、スラブ）・取付部周辺の異常
広告板・ 文字	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 付属部材(※)の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、破損

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品

